

横浜新市庁舎問題

横浜市では、みなとみらい線の馬車道駅近くの北仲通り南地区(平成20年3月、市庁舎整備基金を活用し都市再生機構から購入)に新しい市庁舎を建設する計画を進めています。



■市庁舎とは

横浜市の場合、市民に直接関係のある住民登録や戸籍登録、乳幼児などの検診や介護、国民年金・国民健康保険、市民税や固定資産税などの手続きは、区役所で行っています。

市庁舎は、街づくりや福祉・医療・文化・教育・産業・防災など横浜市全体の政策を立案したり、運営管理をするところです。現庁舎に1,600人、周辺ビルで4,300人の職員が勤務しています。



中区港町の現市庁舎

[歴代市庁舎の整備]

	開庁	位置	市人口
初代市庁舎	1889年	中区本町1-4	121,985人
第2代市庁舎	1911年	中区港町1-1	444,039人
第3代市庁舎	1923年	中区桜木町1	347,608人
第4代市庁舎	1925年	中区港町1-1	405,888人
第5代市庁舎	1944年	西区老松町27	624,994人
第6代市庁舎	1950年	神奈川区反町26	951,189人
現市庁舎	1959年	中区港町1-1	1,301,896人

■新市庁舎の位置と規模(計画)

- 建設地:北仲通南地区(中区本町6丁目)
- 敷地面積:約13,500㎡ ●職員数:約6,000人
- 交通:馬車道駅(みなとみらい線)から徒歩1分
桜木町駅(JR、市営地下鉄)から徒歩5分

■市庁舎を建て替える理由

現在の市庁舎は、昭和34年に建てられた7代目のものになります。問題は、50年間の人口増加(130万人から370万人)や行政の多角化に伴い、業務規模が増大し、市役所機能が周辺の20カ所以上の民間ビルに分散していることです。しかも、これらの民間ビルは、十分な耐震対応ができていないビル

もあり、東日本大震災の際に、長周期振動により屋外に退避しなければならないものもありました。

築50年を超え、現市庁舎の一階の床も段差が大きくなり、東日本大震災の際にも壁に亀裂が走り、老朽化が目立っています。大規模な災害に発災直後から適切な対応をするためには、十分な耐震対策の打たれた建築物に市庁舎機能が集約されていることが求められています。

《周辺ビルへの庁舎分散状況(H26年1月現在)》



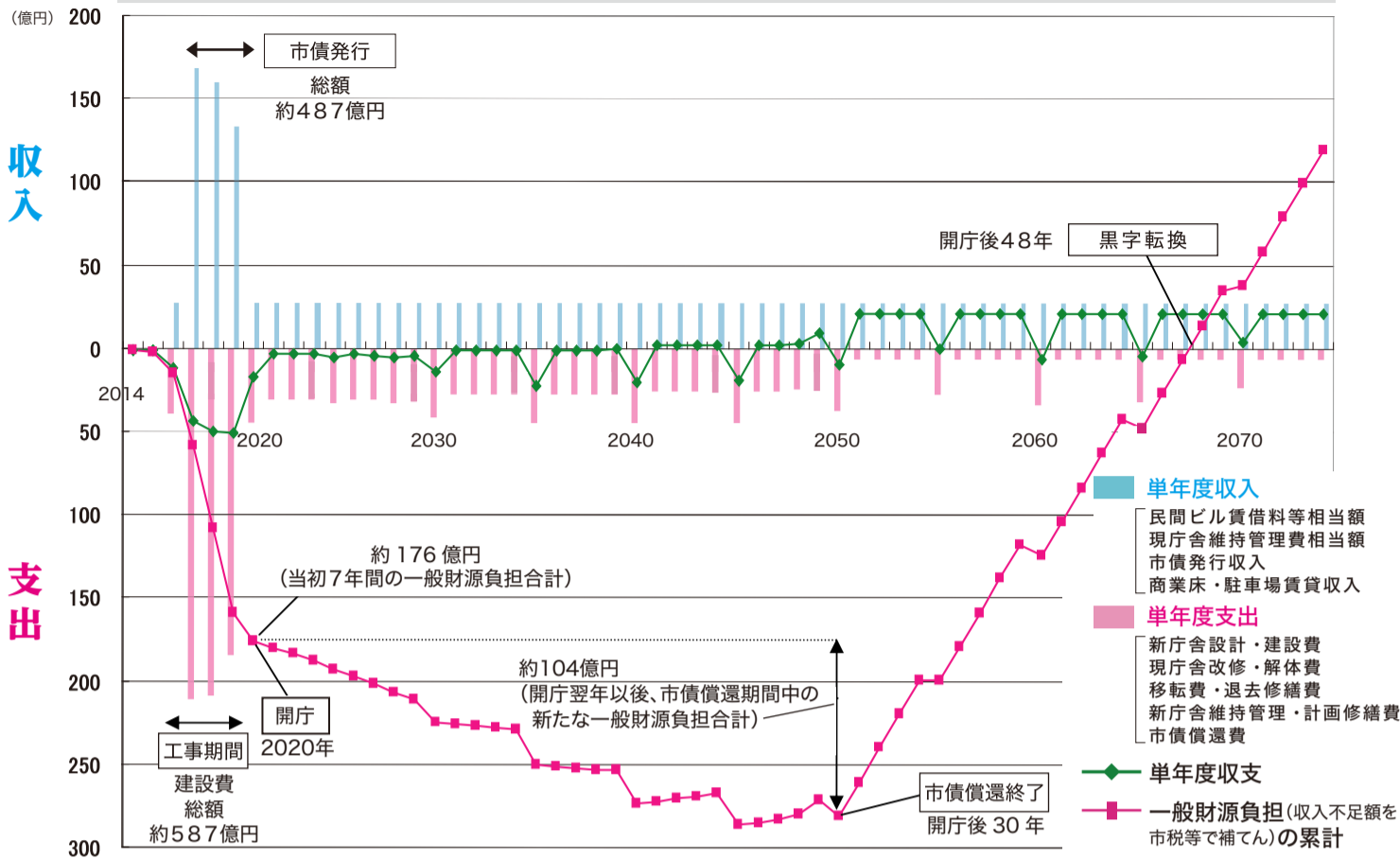
●: 市庁舎機能を有するビル



専用部	行政部門	62,600	専用部合計	(容積率対象)	延床面積
専用部	市会部門	9,000	75,600	延床面積	146,800
	商業機能	4,000			
共用部		53,300		128,900	
駐車場		17,900			

仮に新市庁舎を建設しない場合に恒常的に支出しなければならない民間ビル賃貸料等(23億円弱)や現市庁舎維持管理費等(3億円弱)を収入とみなして、事業費収支のシュミレーションが提示されています。

新市庁舎 事業費収支シュミレーション



最近の庁舎整備事例

	竣工(予定)
立川市庁舎	H22.3
町田市庁舎	H24.3
長岡市庁舎	H24.4
那覇市庁舎	H24.12
甲府市庁舎	H25.3
一宮市庁舎	H26.3
平塚市庁舎	第1期:H26.5 第2期:H29.3
酒田市庁舎	第1期:H26.12 第2期:H29.3
豊島区庁舎	H26年度末
佐野市庁舎	H27.8
呉市庁舎	H27.12
浦安市庁舎	H28.1
茅ヶ崎市庁舎	H28.2
秋田市庁舎	H28.4
延岡市庁舎	H28.7
習志野市庁舎	H29.6



平成24年7月に開庁した町田市役所を平成25年11月に訪問調査しました。

横浜市では、平成26年3月末までに『新市庁舎整備基本計画』を定め、4月以降に市民意見募集が行われます。

横浜市議会基本条例を制定しました。

私が、横浜市議会基本条例制定調査特別委員会の副委員長としてすすめてきた横浜市議会基本条例が、市会運営委員会提案として平成26年2月21日の横浜市会本会議において可決成立しました。平成26年4月1日から施行されます。

この条例は、議会と議員の役割を改めて明らかにし、議会に関する基本的な事項を定めるものです。この条例が他都市の議会基本条例と異なる点は、災害時の議会と議員の役割を定めていることや区行政との関わりを定めたことです。

日頃の政務活動が平成26年度予算案に反映されました

■国民健康保険の保険料に子育て減免

昨年保険料の算定方法が税額賦課方式から所得額賦課方式に変更されました。その結果、子どもの多い家庭の保険料が従来よりも2倍近くも高くなったため、その改善を申し入れていました。

◆子どもがいる世帯への保険料減免(新規)

対象者: 19歳未満の被保険者が属する世帯の世帯主(均等割のみの世帯を除く)
内容: 保険料算定時の世帯主の基準総所得金額から一定額を控除して算定。
※1人あたり控除額 16歳未満は33万円。16歳以上19歳未満は12万円
期間: 平成26年度から当分の間

■各小学校に携帯ヘルメット(1学年分)を配置

横浜市の小学校では災害用に防災ずきんを使用していますが、東日本大震災以降ヘルメット使用の要望が多く私に寄せられました。



折り畳んだ状態のヘルメット→

◆災害から子どもを守る学校防災推進事業費

169,842千円 (前年度12,852千円)

- ・防災用ヘルメット等の配備に着手。平成26年度は1学年分を配置します。
- ・地域防災拠点に指定されている学校へ平成27年度までに児童生徒用の防災備蓄品を配備します。

公明党横浜市議員団
政務調査会旭代表

横浜市議員

和田卓生

わだ たくお

横浜市会健康福祉・病院経営常任委員会委員、市庁舎整備調査特別委員会委員、横浜市会芸術文化議員懇談会代表、二俣川駅周辺再開発協議会顧問、旭保土ヶ谷少年フットボール連盟顧問、旭区サッカー協会顧問、旭区食品衛生協会顧問、神奈川県菓子工業組合旭支部顧問、旭区蕎麦商組合顧問、神奈川県川崎市地建物取引業協会横浜西部支部顧問、鶴ヶ峰地区町内会連合会顧問、二俣川地区連合自治会相談役、笠町内会相談役。

Tel&Fax 045-366-7073

<http://www.wada-takuo.jp/>

